

自転車も乗って走れば クルマです!!



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

(平成19年7月10日 中央交通安全対策会議交通対策本部)

じてんしゃまな一あっぱ

知っていますか?! 自転車の交通ルール

① 無灯火違反

ライトは、道路を照らすだけでなく相手に知らせる効果が高いもの

罰 則

5万円以下の罰金

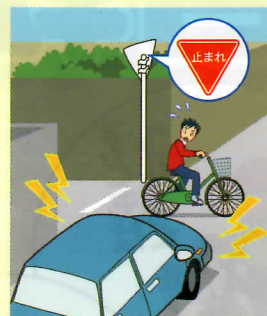


② 一時不停止違反

飛び出しは危険です
必ず停止し、左右の安全を確認しましょう

罰 則

3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



③ 並進違反

自転車は一列で走行するのが原則！ただし、並進可の標識のある場所は除かれます

罰 則

2万円以下の罰金
又は料料



④ 二人乗り違反

【除外事由】

16歳以上の人が幼児用座席に6歳未満の子どもを乗せるとき、又は4歳未満の子どもを紐等でおんぶする場合を除く

罰 則

2万円以下の罰金
又は料料



⑤ 通行区分違反：車道左側（左端）通行

自転車は、道路の左側を通行するのが原則！
ただし、歩道を通行することが認められている場合は除かれます

罰 則

3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



⑥ 徐行違反

【徐行すべき場所】

- 徐行の標識のある場所
- 左右見通しのきかない場所
- 道路の曲がり角付近
- 上り坂の頂上付近
- 勾配の急な下り坂

罰 則

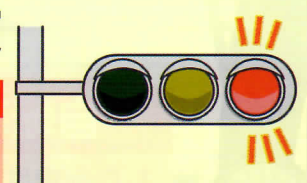
3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



⑦ 信号無視違反

罰 則

3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



⑨ 酒酔い運転

罰 則

5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金



⑧ 傘や携帯電話を使用しての運転

傘や携帯電話を使用しての運転はバランスを崩すだけでなく「前が見えない」「前を見ない」運転となり極めて危険です

罰 則

5万円以下の罰金



⑩ ブレーキ装置のない自転車

ブレーキ装置のない自転車を公道で運転してはいけません

罰 則

5万円以下の罰金



⑪ 歩道を通行する場合は…

罰 則

いずれも
2万円以下の罰金
又は料料

- 車道側寄りを『徐行』
- 歩行者優先（妨害禁止）



自転車歩道を通行できる場合

- ① 「歩道通行可」の標識や道路標示がある場合
- ② 13歳未満の子どもや70歳以上の、身体障害者が運転する場合
- ③ 道路工事をしていたり、道幅が狭くて車が多いなど、車道通行が危険な場合



「歩道通行可」の標識（左）と道路標示（右）